

平成20年度における生徒指導上の諸問題の状況について

前年度の小学校・中学校・高等学校における暴力行為・いじめについて発表する。

〔状況〕

1 暴力行為

暴力行為は、対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊、対人暴力の4形態で調査している。本県における平成20年度の暴力行為は、小・中・高校を合計して、1572件（前年度比314件増）であった。

小学校では252件（前年度比7件減）であった。形態別に見ると、対教師暴力31件（前年度比4件増）、生徒間暴力132件（前年度比27件減）、器物損壊85件（前年度比15件増）対人暴力4件（前年度比1件増）と、生徒間暴力以外は増加した。

中学校では、1208件（前年度比307件増）であった。形態別に見ると、対教師暴力は132件（前年度比37件増）、生徒間暴力488件（前年度比103件増）、器物損壊563件（前年度比165件増）、対人暴力25件（前年度比2件増）と、いずれも増加した。

高等学校においては、112件（前年度比14件増）となっており、対人暴力6件（前年度増減なし）、対教師暴力3件（前年度比5件減）と減少した。しかし、生徒間暴力76件（前年度比6件増）、器物損壊27件（前年度比13件増）と増加した。

2 いじめ

平成20年度のいじめの認知件数は、小学校で222件（前年度比117件減）、中学校で287件（前年度比41件減）、高等学校で23件（前年度比22件減）となった。

いじめ発見のきっかけについては、小学校では、「学級担任が発見」が最も多く、次いで「当該児童生徒（本人）の保護者から」となり、中学校では「本人からの訴え」が最も多く、「学級担任が発見」は2番目である。高等学校においては、「本人からの訴え」が最も多く、次いで「学級担任が発見」「アンケート調査などの学校の取組により発見」「当該児童生徒（本人）の保護者から」となる。

いじめの態様は、小・中・高ともに、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多い。2番目は小・中学校は、「仲間はずれ、集団による無視をされる」、高等学校は「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」となっている。

いじめが解消しているものは、小学校で77.5%、中学校で79.8%、高等学校では65.2%であった。

参考 いじめの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

〔対策・取組〕

① 「学校と警察との連絡制度」の運用（平成16年1月1日より運用開始、平成20年3月1日相互連絡に改訂）

警察が検挙または補導した内容について学校が警察から連絡を受け、また、児童生徒の安全を確保し、非行や問題行動の未然防止等のため、校長が必要と認めた場合には学校から連絡することにより、学校と警察と保護者が連携・協力して児童生徒の健全育成を図っている。

② 「児童生徒健全育成推進プロジェクト事業」（平成16年度より）

学校だけで対応することが難しい生徒指導上の問題等が発生した学校に、教員・警察官のOBからなる学校支援アドバイザーを派遣している。

③ 「危機対応支援チーム」による対応（平成19年度より）

問題行動等の対応に苦慮する学校に対して、関係機関等との連携により、迅速かつ効果的な支援を行う。

支援チームは、県教育委員会、県警少年課、県子ども家庭相談センターの担当者と構成し、事案に応じて、弁護士、精神科医、カウンセラーや、当該市町村教育委員会担当者、当該警察署担当者等が支援チームに加わる。

④ 「規範意識を高める法教育」の推進（平成19年度より）

小・中・高校1年生用のリーフレットと教師用指導資料をもとに、各学校では学級活動やホームルーム活動、道徳などにおいて展開。本年度は、県立奈良情報商業高校が実践研究を行っている。

⑤ 広域生徒指導主事による計画訪問

県内の中学校に対して、各校での実態を把握するとともに、問題解決に向けて助言を行っている。また、要請のあった小学校へも訪問指導を実施し、低年齢期からの生徒指導の在り方について協議を行っている。

⑥ 警察との人事交流

県警察本部と県教育委員会との人事交流により、平成15年度から現職警部補を県教育委員会生徒指導係に主査として配属し、互いの連携を一層推進するとともに、問題行動への早期対応及び対策の強化を図っている。

⑦ 各種の研修講座などを開催

各種研修講座や研修会を開催し、実践事例をもとに研修を行い、教員の生徒指導・教育相談にかかわる資質向上を図っている。

⑧ 教育相談体制の整備

「スクールカウンセラー」（平成21年度公立小・中・高等学校51校）、教育研究所における相談事業（電話相談・来所相談・スクールカウンセリングカウンセラー派遣）により県内の教育相談体制の整備に努めている。

⑨ 「いじめ未然防止に向けた社会性育成事業」（平成20年度より）

「いじめ」問題を克服すべく、家庭・学校・地域の3者が共に連携しながら、小学生期における適切な人間関係の構築等社会性を高める取組についての調査研究を行っている。本年度は、天理市で実施している。

⑩ 事例から学ぶいじめ対応集の配布

平成18年12月に県内すべての公立小・中・高校生を対象に、学校におけるいじめの実態や子どもの状況を改善するための取組を進めるためのアンケート調査を実施した。

さらに昨年3月には、上記調査を元に県教育委員会及び県内小学校・中学校・高等学校生徒指導担当者を中心とした「事例から学ぶいじめ対応集」の作成委員会を設置し、本年3月、県内全ての教員に配布した。

⑪ 規範意識の改善提言及び生徒指導指針策定事業（平成21年度より）

喫緊の教育課題として児童生徒の規範意識の醸成を図るため、「子どもの規範意識向上推進委員会」を立ち上げ、より効果的な施策や取組についての提言を受ける。

また、生徒指導の在り方についての小中学校向けのガイドラインを策定する。

⑫ 問題行動等対策事業【国の緊急雇用創出事業を活用】（平成21年度より）

県内公立小学校10校、公立中学校20校、県立高校5校にそれぞれ学校サポーターを1名ずつ派遣する。また、県教育委員会事務局学校教育課にも1名配置する。

学校サポーターは、学校の生徒指導体制の充実への支援、児童生徒の話し相手、校内等の巡回、問題行動（暴力行為、いじめ）の予兆の早期発見・未然防止への支援、緊急時における対応支援、中途退学防止に向けた取組への支援等を行う。